

安芸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号。以下「規則」という。）の規定に基づき、安芸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電を活用し、クリーンエネルギーの積極利用の推進を目的に、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、個人の専用及び併用住宅に設置する太陽光発電システムとし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力が10Kw未満の太陽光発電システムであること。
なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10Kw未満であること、かつ、既設分設置に係る補助金の交付を受けていないものとし、既設分については対象外とする。
- (2) 未使用品であること（中古品及びリース品は対象外）。
- (3) 太陽電池の出力を監視する等により、起動及び停止等に関して全自動運転をおこなうものであること。
- (4) 太陽電池モジュールについては、一般財団法人電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」を受けているもの又は同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。
- (5) 2世帯住宅については、各世帯において太陽光発電システムの系統連系がそれぞれ独立しており、電灯契約及び電力受給契約を別に行っているなど明らかに2世帯と認められる場合に限り、それぞれを対象とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自ら居住又は居住を予定している市内の専用及び併用住宅に太陽光発電システムを設置しようとする者。ただし、併用住宅の場合は居住部分が2分の1以上ある場合とする。
- (2) 市税及び国民健康保険税の滞納がない者

- (3) 自ら又は生計を一にする同居者で、電力会社と電力受給契約を締結する者
- (4) 過去に補助金の交付を受けたことがない者
- (5) 補助金の交付申請を行う年度において太陽光発電システム設置に係る工事の着手前であり、当該年度内に事業完了予定の者。

2 前項の規定にかかわらず、安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当すると認めるときは、補助の対象としない。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、太陽光発電システムを構築する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点第 3 位を四捨五入する。）に 3 万円を乗じて得た額とする。ただし、当該補助金の額は 12 万円を上限とする。この場合において、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助対象者は、交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該システム設置に係る経費の内容が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し。
- (2) 当該システムの工事を当該年度内に開始することを証する書類
- (3) 当該システムを設置しようとする住宅の位置図
- (4) 当該システムを設置する前の現況写真
- (5) 市税及び国民健康保険税に滞納のない証明書
- (6) 申請者と住宅の所有者が異なる場合又は住宅が共有である場合は、当該申請者以外の所有者又は共有者の承諾書（様式第 2 号）。
- (7) 申請者が本市に住所を有しない場合は、当該システム設置後に居住する旨の確約書（様式第 3 号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第 7 条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により、それぞれ通知するものとする。

(計画の変更等)

- 第 8 条 補助対象者は、計画の内容を変更又は中止しようとする場合には、あらかじめ変更等承認申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、変更承認等通知書(様式第 7 号)により通知するものとする。

(繰越)

- 第 9 条 補助対象者は、補助金交付決定後に事業に着手し、当該年度内に事業が完了しないことが予想される場合は、翌年度に限り事業の繰越ができる。
- 2 補助対象者は事業の繰越を行う場合は、あらかじめ繰越承認申請書(様式第 8 号)と工事の進捗状況、工事完了予定または工期が確認できる書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、繰越承認(不承認)通知書(様式第 9 号)により通知するものとする。

(実績報告)

- 第 10 条 補助対象者は、事業完了の日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第 10 号)に次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。なお、事業完了の日とは、電力会社と締結された電力受給契約の受給開始日とする。
- (1) 当該システム設置に係る領収書の写し
 - (2) 自ら又は生計を一にする同居者が電力会社と締結した電力受給契約書の写し
 - (3) 当該システムの竣工検査の試験記録の写し
 - (4) 申請者の住民票の写し(3 か月以内に発行されたもので、特別事項省略のもの。コピーは不可とする。)
 - (5) 当該システムの設置状況写真(住宅全体写真・太陽電池モジュール・インバータ・接続箱・直流側開閉器・発生電力計・余剰電力販売用電力量計の設置状態を示す写真)
 - (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付及び請求)

- 第 11 条 市長は、前条に規定された実績報告書を審査し、適正であると認められたときは、補助金を交付する。
- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助金の交付を決定し、又は補助金を交付した補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱による手続きを履行しないとき。
- (2) 補助金をその目的以外の用途に使用し、又は使用しようとしたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 年度内に補助事業の完成が困難と判断したとき。

(財産処分の制限)

第13条 補助対象者は、機器の法定耐用年数(17年)の期間内において、当該システムを処分するときは、あらかじめ財産の処分に関する承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、天変地異その他補助対象者の責に帰さない理由により、当該システムがき損又は、滅失したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(情報公開)

第14条 補助事業又は補助対象者に関して、安芸市情報公開条例(平成11年条例第2号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第7条に規定する非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。